

他市の協働事業提案制度一覧表

①単年度実施型  
(提案のあった年度内に事業を実施する場合)

八代市がまだしもん応援事業	
時期	内容
4月 下旬	提案事業の周知・募集
5月 中旬	提案事業の応募締切 (※担当課との調整必須)
5月 下旬	事前チェック 協議・調整期間
6月 月上旬	第1次審査 (書類選考)
6月 月下旬	第2次審査 (公開プレゼンテーション)
7月上旬	採択事業の決定 説明会の開催 (提案団体に対し、提出書類及び事業の 進め方等について説明)
	提案団体・担当課との最終調整
	事業の実施
	事業結果報告書等の提出 (事業完了後30日以内) 事業実績内容については市ホームページ にて公開
3月	
	翌年度 4月～
	協定書・事業の実施
	ふりかえり会議(評価)
	事業継続の判断
	3月 成果報告会
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集から事業開始までの期間が短く、スピーディーに課題に対応できる。</li> <li>上限金額(1事業最大20万円、総額で100万円など)が定められている場合が多く、提案の規模が想定しやすい。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施期間が短く、規模の大きな事業には向かない。</li> <li>事業実施前の協議期間が十分に確保できない可能性がある。</li> </ul>

②次年度実施型  
(事業期間を提案の翌年度のみ限定する場合)

柏市協働事業提案制度	
時期	内容
4月	提案募集
5月末	募集締切
6月	第1次審査 選考会(ヒアリング) (市担当課出席)
7月 ～10月	調整協議
10月	第2次審査 調整協議報告会 (公開プレゼンテーション)
10月 下旬	選考委員会から市長へ提言
11月	提言検討結果の公表 (事業実施候補の決定)
12月 ～3月	調整協議
翌年度 4月～	協定書・事業の実施
	ふりかえり会議(評価)
	事業継続の判断
3月	成果報告会
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度当初から事業実施が可能</li> <li>事業実施前の協議期間を確保できる。</li> <li>事業期間が限られているので、事業の規模を想定しやすい。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業提案から、実施、評価までの期間が長く、事業を行う団体の負担が大きい場合がある。</li> </ul>

③次年度実施型  
(事業期間が複数年度にまたがる場合の例①)

大和市協働事業提案制度	
時期	内容
1月	行政提案企画の募集
4月	提案募集 (「提案制度説明会」、「振り返り報告会」を実施)
5月	募集締切
6月	提案発表会 (市担当課との顔合わせ)
	(調整期間)
7月	意見交換会 (市担当課と団体との調整で確認できた内容を公開で報告し、会場参加者と意見交換を行う)
8月	検討結果報告会 (市長から公開で検討結果の報告)
	協定書の締結 (基本協定は最長3年間。3年を超えて行う場合は再度3年後、4月の提案募集に応募する)
3月	
翌年度 4月～	事業の実施
翌々年度 4月	振り返り報告会
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度当初からの事業実施が可能</li> <li>比較的規模の大きな事業が実施できる。</li> <li>提案に上限金額を定めない場合が多く、より自由度の高い提案が出来る。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業提案から、実施、評価までの期間が長く、事業を行う団体の負担が大きい場合がある。</li> <li>提案の規模の想定が難しい。</li> </ul>

④次年度実施型  
(事業期間が複数年度にまたがる場合の例②)

相模原市協働事業提案制度	
時期	内容
5月 ～6月	提案募集 (調整期間)
7月	協議 (提案団体と事業担当課の協議)
9月 下旬	協議結果の確認 (協議報告書の提出)
	提案書(修正版)提出 (協議により修正があった場合)
10月	公開プレゼンテーション 審査(非公開)
11月	市長への審査結果答申
12月	事業化決定の内示 (実施に向けた協議)
3月	事業化、協定書の締結(3月議会議決後)
翌年度 4月～	事業実施
9月～ 10月	公開中間ヒアリング調書提出・ヒアリング (実施1、2年目事業が対象) 審査(非公開)
事業 終了	協働事業振り返りシート提出 公開事業報告会 (実施3年目、直前の年度に終了後の事業が対象)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>本例では、提案に対する協議や報告の場をきめ細かく定め、事業の実現可能性や内容の磨き上げ、評価・改善を目指している。</li> <li>事業を行ううえでの負担は大きく、特に審査者には高い能力が求められるが、安定した成果が期待できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業を行ううえでの負担は大きく、特に審査者には高い能力が求められる。</li> </ul>

⑤随時募集型

市川市協働事業提案制度	
時期	内容
不定期	受付 (ボランティア・NPO課)
	相談 ・提案団体 ・事業に関係する部署 ・制度の担当課 (事業実施に向けた協議を行う。協働コーディネーターへの相談も可能)
	決定 (協定書の締結)
	実施 (進行状況は随時公表)
	終了・評価 (事業報告書、事業実施の振り返り)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>時期に縛られずに提案できる。</li> <li>提案の内容によって柔軟に対応できる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>提案団体と行政双方の協働への理解が薄いと事業が進まない可能性がある。</li> <li>事業に関係する部署が提案に対応する負担が大きい。</li> <li>協議の時期と行政の予算作成のタイミング次第で、実施までに時間を要する場合がある。</li> </ul> <p>※自治体によって、テーマを自由に設定する市民提案型の協働事業には募集期間を設け、行政がテーマを指定する行政提案型の協働事業は随時募集とする例も少なくない。</p>

- 提案募集
- 協議・調整
- 選考
- 事業の決定
- 事業の実施
- 評価・報告